

# 神奈川県林業事業体認定要綱

## 第1 目的

この要綱は、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号。以下「法律」という。）及び神奈川県林業労働力の確保の促進に関する基本計画（平成28年3月25日策定）（以下「基本計画」という。）に基づき、林業労働者を雇用して森林施業を行う林業事業体（以下「事業主」という。）が、単独又は他の事業主と共同して、労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業合理化を一体的に図るために必要な措置（以下「改善措置」という。）についての計画（以下「改善計画」という。）を作成し、知事に申請し、当該改善計画が適当である旨の認定を受けるために必要な事項について、林業労働力の確保の促進に関する法律の施行について（平成8年5月24日付け8林野組第120号、労働省発職第141号 農林水産事務次官・労働事務次官依命通達）及び林業労働力の確保の促進に関する法律の運用について（平成8年5月24日付け8林野組第121号、職発第370号 林野庁長官・労働省職業安定局長通達）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

## 第2 対象事業主

この要綱において認定の対象とする事業主は、県内に事業所を有するものとする。

## 第3 申請手続

認定を受けるための手続きは、以下によるものとする。

### 1 事業主が単独で認定を受けようとするもの

様式1及び様式2の原本及びその写し各1通と、別表1に示す所要の添付書類を添えて、事業主が本拠地を置く地域の県政総合センターまたは農政事務所（以下「県政総合センター等」という。）を経由して知事に提出するものとする。

### 2 事業主が他の事業主と共同で認定を受けようとするもの

様式1及び様式2（事業主ごとに作成）並びに様式3及び様式4の原本及びその写し各1通に、別表1に示す所要の添付書類を添えて、代表する事業主が本拠地を置く地域の県政総合センター等を経由して知事に提出するものとする。

## 第4 認定

1 知事は、第3により提出された改善計画について、別紙1の基準により適否を判断し、適当と認められたものについて認定するものとする。

2 1により知事の認定を受けた事業主を「認定事業体」という。  
なお、「認定事業体」は法律第7条に規定する「認定事業主」と同義とする。

## 第5 改善計画の変更

1 認定された改善計画（以下「認定計画」という。）の変更を申

請しようとする認定事業体は、様式7により県政総合センター等を経由して知事に申請するものとする。(申請書原本及びその写し各1通)

ただし、2によらない軽微な変更については、様式8により県政総合センター等を経由して知事に届け出るものとする。

2 認定計画の変更申請は、次の場合に行わなければならない。

(1) 改善措置の目標を変更する場合(ただし、「事業量の安定的確保」及び「生産性の向上」に係る改善措置の当該事業年度(会計処理上、暦年を採用している事業主の場合には暦年とする。以下この項において同じ。)の改善措置の計画量に対して3割を超えない増減についてはこの限りではない。)

(2) 改善措置の項目を追加又は廃止する場合

(3) 共同改善計画に参加する事業主の数が増減する場合

(4) 改善計画の実施期間を変更する場合

(5) 別紙1の認定基準の改正により計画を変更する場合(ただし、改正後の認定基準においても同様に基準を満たす計画についてはこの限りではない。)

3 知事は、1により変更申請があった場合、別紙1の基準により適否を判断し、適当と認められたものについて認定するものとする。

ただし、その他の認定計画の軽微な変更については、様式8の受理をもって変更の認定に代えることができるものとする。

## 第6 指 導

知事は、認定計画の実施に遅滞があると認められる場合には県政総合センター等を通じて、認定事業体に対し、当該認定計画に従って円滑な実施が行われるよう指導するほか、必要に応じ認定計画の変更を指導するものとする。

## 第7 改善計画の認定の取消

1 知事は、認定事業体について別紙2の基準に該当する場合は、当該改善計画の認定を取り消すことができるものとする。

2 廃業等、やむを得ない事情により当該改善計画の認定を取りやめたい認定事業体は、改善計画認定取消申請書(様式14)により県政総合センター等を経由して知事に申請するものとする。

3 知事は、認定事業体から2による申請があった場合、審査した上で当該改善計画の認定を取り消すものとする。

## 第8 関係機関への通知

1 知事は、第4の1により改善計画を認定したときは、様式5により申請者に、様式6により県政総合センター等及び関東森林管理局にそれぞれ通知するものとする。

2 知事は、第5の3による改善計画の変更を認定したときは、様式9により申請者に、様式10により県政総合センター等及び関東森林管理局にそれぞれ通知するものとする。

3 知事は、第5の1により改善計画の軽微な変更に関する届け出を受けたときは、様式11により関東森林管理局に通知するものとする。

- 4 知事は、第7の1により改善計画の認定を取消したときは、様式12により当該事業主に、様式13により県政総合センター等及び関東森林管理局にそれぞれ通知するものとする。
- 5 知事は、第7の3により改善計画の認定を取消したときは、様式15により当該事業主に、様式16により県政総合センター等及び関東森林管理局にそれぞれ通知するものとする。

#### 第9 認定事業体名簿の公表

知事は、県の公式ホームページにおいて認定事業体名簿を公表するものとする。

#### 第10 事業実施状況報告

- 1 認定事業体は、認定計画の実施期間が終了したときは、3ヶ月以内に改善措置の実施結果について、様式17により県政総合センター等に報告するものとする。
- 2 認定事業体は、毎事業年度の改善措置実施状況について、当該報告に係る事業年度の終了後3ヶ月以内に、様式18により県政総合センター等に報告するものとする。

#### 第11 その他

その他必要な事項は別に定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成11年6月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成12年3月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成24年3月12日から施行する。
- 6 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成28年5月24日から施行する。
- 8 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。
- 9 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 10 この要綱は、令和7年4月10日から施行する。
- 11 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

なお、令和8年3月31日以前に知事から認定を受けた認定事業体にあっても、第5の1、及び第7の2による申請、また第10による報告については、改正後の規定による。

## 林業事業体改善計画認定基準

改善計画の申請時点で、以下に掲げる全ての基準を満たすこと

### I 申請要件

#### 1 事業主

- (1) 林業労働者を雇用して森林施業（造林、保育、伐採その他の森林の施業）を行うもの。個人、法人等その組織形態を問わず、いわゆる一人親方のように林業労働者を雇用していない事業主は該当しない。  
なお、ここでいう「造林」とは、林地の地拵え、木竹の植栽等、「保育」とは、下刈り、枝打ち、つる切り、除伐等、「伐採」とは、主伐及び間伐をいう。  
また、「その他の森林の施業」とは、作業道等の開設等森林施業に附帯する作業をいう。
- (2) 法人については、「森林整備」「林業」等、森林施業に係る内容を目的として登記していること。

#### 2 事業実績

神奈川県内において、申請前までに継続して1年以上の森林施業の実績があること。なお、自社が他社に下請けに出したものと及び自社が他社の下請けに入ったものを実績に含むことができる。

#### 3 その他

次のア～エに該当しないこと。なお、本基準を満たすことの誓約として、「コンプライアンスの確保に関する誓約書（様式19）」を提出すること。

ア 業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕されていること又は逮捕を経ないで公訴を提起された時から1年間を経過していないこと。

イ 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者。

ウ 個人の場合は、その者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下、「条例」という。）第2条第4号に定める暴力団員等と認められたとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められる者。

エ 申請書類及び変更の届出の内容に虚偽の記載があること。

## II 改善計画の内容

改善措置の内容が以下の1を満たすこと。また、2及び3から各1項目以上実施項目を選択すること。さらに、役職員数については目標を作成するよう努めること。

ただし、各必須項目を申請時点で満たしていない事業主は、当該内容についての目標を必ず作成するほか、その他の内容についても目標を作成すること。また、各必須項目を既に満たしている事業主は、当該内容以外の改善措置の内容について目標を作成すること。

なお、改善措置の内容（必須項目を含む）については、その項目を選択した理由が分かるよう、様式2の2(3)イに現状を記載すること。

### 1 基本的事項

- (1) 改善計画に記載された「改善措置の目標、改善措置の内容、改善措置の実施時期」に掲げる事項が、基本計画に照らして適切なものであること。
- (2) 改善計画に記載された「改善措置の内容、改善措置の実施時期」及び「改善措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」に掲げる事項が、改善措置の目標を確実に達成するために適切なものであること。
- (3) 改善計画の実施期間は4年超、かつ、5年を超えない期間であること。

### 2 雇用管理の改善（実施項目より1項目以上選択すること）

実施項目	改善措置の内容
雇用の安定化	常用労働者の割合の向上
	月給制労働者の割合の向上
	その他、雇用の安定化に寄与する計画
労働条件の改善・ 労働安全の確保	【必須】適用除外者を除き、労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険への法律に定める加入
	【必須】健康診断の法律に定める受診
	振動障害特殊健康診断、蜂アレルギー検査の対象者の受診
	伐木作業等における安全な作業方法の定着、安全装備の充実、労働強度の軽減
	緊急時の連絡体制の確保
	熱中症の予防や蜂刺され災害の防止
	林業技能士、フォレストリーダー、フォレストマネージャー等の有資格者に対する処遇改善
	その他、労働条件の改善や労働安全の確保に寄与する計画
募集・採用の改善	的確な求人条件の設定等による効果的な募集活動の実施 (取り組む求人方法と展開方法を具体的に記載)
	その他、募集・採用の改善に寄与する計画

教育訓練の充実	O J Tによる知識、技能又は技術の習得の導入 (具体的内容、対象人数、回数を明示)
	O F F-J Tによる知識、技能又は技術の習得の導入 (具体的内容、対象人数、回数を明示)
	その他、教育訓練の充実に寄与する計画
女性労働者等の定着の促進	就業者と就業に関心を有する者との交流機会の創出
	トイレや更衣室の整備
	作業方法や安全対策の配慮
	ハラスメント防止対策
	その他、女性労働者等の促進に寄与する計画
高年齢労働者の活躍の促進	高年齢労働者の特性に配慮した作業配置や、新規就業者の技術指導方法、安全衛生対策等についての考慮 (目的、分野、対象人員等を明示)
	その他、高年齢労働者の活躍の促進に寄与する計画
障害者雇用の促進	障害特性等を踏まえた適切な業務配置、作業方法の見直し
	その他、障害者雇用の促進に寄与する計画
その他の雇用管理の改善	5人以上の林業就業者を雇用する場合は、雇用管理者の選任
	事業体の氏名又は名称、雇用期間等の雇用内容を明記した雇入通知書等の文書の交付
	【必須】常時10人以上の労働者を雇用する場合は、就業規則(賃金規程含む)の制定
	各種退職金共済への加入又は退職金給付規程による、全従業員が退職金を受け取る体制の整備、適切な賃上げ
	その他、雇用管理の改善に寄与する計画

注) 募集・採用の改善措置については、他の雇用管理の改善措置と併せ行うものとする。

### 3 事業の合理化(実施項目より1項目以上選択すること)

実施項目	改善措置の内容
事業量の安定的確保	施業集約化の取組の実施 (具体的内容、実施時期等の明示)
	事業活動区域の拡大
	事業内容の多角化
	取扱事業量の増加
	その他、事業量の安定的確保に寄与する計画
生産性の向上	高性能林業機械の導入
	高性能林業機械の導入以外の方法による労働生産性

	の向上（具体的方法を明示）
	その他、生産性の向上に寄与する計画
「新しい林業」の実現に向けた対応	新たな造林技術に関する知識を持つ造林手や、スマート林業等の技術の活用に必要な知識等を持つデジタル人材の育成
	その他、「新しい林業」の実現に向けた対応に寄与する計画
林業労働者のキャリア形成支援	流域森林管理士、フォレストワーカー、フォレストリーダー、フォレストマネージャー、森林作業道オペレーター、森林施業プランナー等の育成、研修受講 (内容、時期、人数等を明示)
	その他、林業労働者のキャリア形成支援に寄与する計画
その他の事業の合理化	その他、事業の合理化に寄与する計画

## 林業事業者改善計画認定取消基準

改善計画の認定の取消は、次の要件のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- 1 要綱第10の2に定める「改善措置実施状況報告」を怠り、再三の求めに応じず提出しない場合。
- 2 要綱第6に定める改善指導を受けることを拒んだ場合。
- 3 改善計画を十分な理由なく実施しておらず、改善指導に従う見込みがないと判断される次のような場合。
  - (1) 改善指導を受けた事項について、翌年度の改善措置実施状況報告においても改善が実施されていない場合。
  - (2) 労働者災害補償保険、雇用保険については、改善措置実施状況報告で法律に定める加入を行っていないことが判明した場合。
  - (3) 県及び関係団体が行う労働安全衛生や経営改善等に関する講習・研修を2年間以上受けなかった場合。
- 4 当該認定計画が認定基準を満たさなくなると認められる場合、変更に係る指導を受けたにもかかわらず当該認定計画の変更を行わない場合。
- 5 労働安全衛生法や労働基準法など各種法律において重大な違反が判明した場合。
- 6 別紙1 I 3ア～エのいずれかに該当することが判明した場合。
- 7 その他、知事が認定事業者としてふさわしくないと認めた場合。

※なお、認定の取消基準に該当する事業者が改善計画の認定申請を行う場合は、その計画始期が取消された日の翌年度初日から起算して2年を経過した日以降とする計画でなければ申請ができないものとする。

別表 1

(認定申請に要する添付書類一覧)

書類名称	個人	法人
・登記事項証明書（原本、発行日から3ヶ月以内）	-	○
・住民票 （マイナンバーの記載のないもの、原本、発行日から3ヶ月以内）	○	-
・納税証明書（直近の年度分） ※1	○	○
・雇用に関する文書（雇入通知書、雇用契約書等）	△	△
・社会・労働保険等への加入状況を確認できるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険（健康保険、厚生年金）</li> <li>・労働保険（労災保険、雇用保険）</li> <li>・退職金（林退共、中退共など）</li> </ul> の加入状況確認書類	○	○
・無災害記録証（該当する場合） （延べ労働時間が30万時間以上の場合申請ができる記録証）	△	△
・就業規則（該当している場合。） （常時雇用10人以上の事業所で制定義務あり。）	-	△
・事業報告書またはこれに代わる書類として実績一覧 （過去3年分）（年度、事業名、金額、発注者名など） （県内における実績のみを対象とする。）	○	○
・技術者・技能者が保有する資格の証拠書類 ※2	△	△
・貸借対照表（過去3年分）	-	○
・損益計算表（過去3年分）	-	○
・コンプライアンスの確保に関する誓約書（様式19）	○	○

凡例 ○：提出、-：提出不要、△：該当があれば提出（該当しない場合は提出義務はないが、提出が可能な場合は提出すること。）

※1 納税証明書の添付は次のとおりとする。

**法人の場合**

- ・法人税
- ・消費税及び地方消費税
- ・法人県民税
- ・法人事業税
- ・法人市町村民税

**個人の場合**

- ・申告所得税
- ・消費税及び地方消費税
- ・個人事業税
- ・市町村県民税

※2 資格の証拠書類の添付は次のとおりとする。

**林業技能士の場合**

- ・技能検定合格証の写し

**フォレストリーダーまたはフォレストマネージャーの場合**（次のいずれか）

- ・研修修了者名簿登録証（現場管理責任者（フォレストリーダー）または統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）の写し及び研修修了者名簿における登録の有効期限

の延長通知書の写し（登録証の発行日から起算して満5年を経過する日の属する年度の  
末日を越える場合に限る。）

- ・ 県が証明する研修修了者名簿記載証明書

**指定機関技能検定委員の場合**

- ・ （一社）林業技能向上センターが発行する検定委員の委嘱状の写し

別表 2

(改善措置実施状況報告に要する添付書類一覧)

書類名称	個人	法人
・雇用に関する文書（雇入通知書、雇用契約書など）	△	△
・社会・労働保険等への加入状況を確認できるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険（健康保険、厚生年金）</li> <li>・労働保険（労災保険、雇用保険）</li> <li>・退職金（林退共、中退共など）</li> </ul> の加入状況確認書類	○	○
・技術者・技能者が有する資格の証拠書類 ※	△	△

凡例 ○：提出、△：該当があれば提出（該当しない場合は提出義務はないが、提出が可能な場合は提出すること。）

※ 資格の証拠書類の添付は別表 1 のとおりとする。

様式1

労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化  
その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画認定申請書

年 月 日

神奈川県知事 様

主たる事務所の所在地

商号又は名称

代表者氏名

- 1 営業内容 素材生産業、造林業、製材業、木材流通業、土木建築業、造園業、  
その他（ ）
- 2 営業組織 株式会社、有限会社、その他会社、森林組合、協同組合、  
その他法人、個人、その他（ ）  
郵便番号  
電話番号  
FAX番号  
E-mailアドレス  
設立年月日 年 月 日設立  
営業年数 年  
資本金（出資金） 円
- 3 登記事項証明書又は住民票 (別添のとおり)
- 4 納税証明書 (別添のとおり)
- 5 コンプライアンスの確保に関する誓約書 (別添様式19のとおり)
- 6 改善計画 (別添様式2のとおり)
- 7 改善計画の対象となる事業所の名称及び住所
- 8 本県以外に営業区域に含まれる都道府県

様式2

労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化  
その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画書

1 改善計画の対象となる事業所

名 称	住 所

2 事業主の雇用管理及び事業の現状

(1) 事業主の労働力の需給の動向


(記載要領)

事業主の最近の労働力需給の状況について記載すること。

(2) 組織

ア 役職員数

(イ) 役員数

(常勤) 名 (非常勤) 名

(イ) 職員数 (雇用形態別)

雇用形態	雇 用 実 績		
	林業現場作業職員	事務系等職員	計
常用 (うち通年)	( )	( )	( )
臨時・季節			
その他			
合 計			

(記載要領)

- 雇用実績とは、計画の認定を受けようとする年の前年の雇用実績を記載すること。
- 林業現場作業職員には、造林、保育、伐採その他の森林の施業に従事する者（法第2条第1項に規定する林業労働者をいう。）の数を記載すること。
- 事務系等職員には、事務系職員のほか林業現場作業職員でない職員の数を含めて記載すること。
- 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいい、うち通年とは、雇用契約において雇用期間の定めがない労働者数を記載すること。
- 臨時とは、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用契約期間が定められている仕事をいい、季節とは、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間（4か月未満、4か月以上の別を問わない。）を定めて就労するものをいう。
- その他とは、常用、臨時・季節に該当しないもので、雇用契約において1ヶ月未満の雇用契約期間を定めて就労するものをいう。

(3) 雇用管理

ア 雇用管理体制

(ア) 雇用管理者の選任

事業所名	選任の有無	雇用管理者の役職、氏名

(記載要領)

事業所とは、それぞれ独立して雇用管理を実施し得る区分をさし、労働基準法の事業場をいう。

(イ) 雇用に関する文書の交付

事業所名	交付の有無	文書の内容 (別 添)

(記載要領)

- 1 事業所とは、それぞれ独立して雇用管理を実施し得る区分をさし、労働基準法の事業場をいう。
- 2 交付している文書の様式を添付すること。

(ウ) 社会・労働保険等への加入状況

保険等の種類	被保険者数 (被共済者数)	備 考
労 災 保 険	人	
雇 用 保 険	人	
健 康 保 険	人	
厚生年金保険	人	
林業退職金共済等	人	

(記載要領)

- 1 労災保険被保険者数には労働者数を記載すること。
- 2 雇用保険被保険者数には一般被保険者数を記載すること。
- 3 林業退職金共済等には中小企業退職金共済のほか、自社の退職金制度を含めて記載すること。
- 4 備考には、労災保険の保険料率、事業の種類、メリット制適用の有無を記載すること。
- 5 社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類を添付すること。

(エ) 無災害の達成状況

区 分	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
厚生労働省労働基準局長による無災害記録証	( )	( )	( )	( )	( )

(記載要領)

- 1 該当する欄に○印を記載し、( ) 内に直近の無災害記録の起算日を記載すること。
- 2 無災害記録証の写しを添付すること。

イ 事業主の雇用管理の現状

--

(記載要領)

- 1 林業労働者の雇用の現状、労働時間、職場環境、募集・採用その他の雇用管理の現状について、3の改善措置を行うこととした理由が分かるように記載すること。
- 2 就業規則を制定している場合には、それを添付すること。

(4) 事業内容

ア 事業実績

事業期間 ( 年 月 日から 年 月 日)

区分		事業量	売上高 (単位：百万円)		
林業	素材生産業	主伐	m <sup>3</sup> ( m <sup>3</sup> )		
		間伐	m <sup>3</sup> ( m <sup>3</sup> )		
		計	m <sup>3</sup> ( m <sup>3</sup> )		
	造林業	植付	ha ( ha)		
		下刈り	( )		
		その他	( )	( )	
			( )	( )	
			( )	( )	
	計		( )		
	上記以外の林業 ( )		( )		
林業関連その他 ( )		( )			
合計		—			

(記載要領)

- 1 事業期間は、計画の認定を受けようとする年の前年とすること。
- 2 事業量には、自社山林に係るもののほか、請負、立木購入を含めて記載することとし、うち国有林野事業に係るものについては、( ) 書内数として明記すること。
- 3 素材生産業の事業量は素材材積換算とすること。
- 4 造林業のうちその他には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。
- 5 上記以外の林業には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等の林業について記載すること。
- 6 林業関連その他には、特用林産物の生産、木材木製品製造業、土木業のうち治山、林道の施工、緑化・造園業、森林レクリエーションその他を記載すること。

イ 事業区域

区 分		事 業 区 域	備 考
林業	素材生産業	県 市(町、村)	
	造林業	県 市(町、村)	
	上記以外の林業	県 市(町、村)	
	林業関連その他	県 市(町、村)	

(記載要領)

- 1 区分は、アに同じ。
- 2 事業区域には、主な事業実施区域を記載すること。
- 3 流域又は県域を越えて事業を実施する場合にあっては、その旨を備考欄に明記すること。

ウ 雇用量及び労働生産性

事業期間 ( 年 月 日から 年 月 日)

区分			雇用量 (単位：人日)	労働生産性 (単位：m <sup>3</sup> /人日、 ha/人日)	
林業	素材生産業	主 伐			
		間 伐			
		計			
	造林業	植 付			
		下 刈 り			
		そ の 他	( )		
			( )		
			( )		
	計				
	上記以外の林業 ( )				
林業関連その他 ( )					
合 計				—	

(記載要領)

- 1 事業期間は、計画の認定を受けようとする年の前年とすること。
- 2 雇用量は、直接作業に携わった者の延べ労働日数を記載し、労働生産性は事業量を雇用量で除した数値を記載すること。
- 3 区分は、アに同じ。

エ 資本装備

林業機械保有台数

機 種	台 数	稼働日数	備 考
合 計			

(記載要領)

- 1 台数及び稼働日数には、計画の認定を受けようとする年の前年の保有台数及び稼働日数を記載すること。
- 2 保有台数には1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については ( ) 書

外数とすること。

オ 技術者・技能者数

資格等の区分	人 数	備 考
合 計		
FL、FM、1級及び2級林業技能士、指定機関技能検定委員の合計		

(記載要領)

- 1 資格等の区分には、流域森林管理士、林業作業士、フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）、森林作業道作設オペレーター、森林施業プランナー、森林経営プランナー、技術士、林業技能士、その他の技能士、指定機関技能検定委員、林業技士、森林整備基本研修修了者（演習林実習コース修了者を含む）、その他の区分を記載すること。
  - ア 流域森林管理士とは、神奈川県が実施する流域森林管理士育成研修を修了し、流域森林管理士と認定された者とし、農林水産省が備える研修修了者名簿にフォレストワーカー（林業作業士）として登録された人数を備考欄に（ ）書き内数とする。
  - イ 林業作業士とは、林業労働力確保支援センター（以下「センター」という。）が実施した林業作業士育成研修を修了した者とし、農林水産省が備える研修修了者名簿にフォレストワーカーとして登録された人数を備考欄に（ ）書き内数とする。
  - ウ フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）とは、センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者とする。
  - エ 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者とする。
  - オ 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者とする。
  - カ 森林経営プランナーとは、森林経営プランナー育成のための研修を受講するなどして、木材の有利販売、事業体間の事業連携や再生林の推進など、これらの経営を企画・実践する者とする。
  - キ 技術士とは、技術士法に基づく技術士（技術士補を含む。）とする。
  - ク 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士（技能士補を含む。）とする。
  - ケ 指定機関技能検定委員とは、職業能力開発促進法に基づく指定機関技能検定委員とする。
  - コ 林業技士とは、（社）日本森林技術協会の認定する林業技士とする。
  - サ 森林整備基本研修修了者とは、神奈川県が実施する森林整備基本研修を修了もしくは、修了とみなされた者とする。
  - シ 演習林実習コース修了者とは、神奈川県が実施する演習林実習コースを修了もしくは、修了とみなされた者とする。
  - ス その他とは、林野庁森林技術総合研修所で行う森林・林業技術研修の修了者、都道府県知事が認定する基幹林業作業士（グリーンマイスター）、林業技能作業士（グリーンワーカー）

- 一) その他林業作業士のほか、有資格者業務に係る資格を有する者（雇用管理の改善に係る資格者を除く。）とする。
- 2 人数には、計画の認定を受けようとする年の前年の現有人数を記載すること。
- 3 FL、FM、1級及び2級林業技能士、指定機関技能検定委員の合計人数については、のべ人数ではなく、実人数を記載すること。

カ 組織化の取組状況

年 月	実 施 内 容

(記載要領)

合併、事業の協業化等を実施した場合には、記載すること。

キ 資本及び負債等

(ア) 財務諸表

計画の認定を受けようとする最近3か年の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。ただし、営業年数が3年に満たない場合は、添付可能な年分を添付するものとする。

(イ) 資金調達方法

区 分		金 額	備 考 (適用事業)
自己資金			
借入金	市中資金		
	制度資金		
その他資金			

(記載要領)

制度資金にあつては、適用資金別、適用事業所別に記載すること。

3 改善措置の目標、内容、実施時期

(1) 改善措置の基本方針

実施期間 ( 年 月 日から 年 月 日)	
雇用管理の改善の取組の方針	
事業の合理化の取組の方針	

(2) 改善措置の実施項目

雇用管理の改善		事業の合理化	
雇用の安定化		事業量の安定的確保	
労働条件の改善・労働安全の確保			
募集・採用の改善		生産性の向上	
教育訓練の充実			

女性労働者等の定着の促進		「新しい林業」の実現に向けた対応	
高年齢労働者の活躍の促進		林業労働者のキャリア形成支援	
障害者雇用の促進			
その他の雇用管理の改善 ( )		その他の事業の合理化 ( )	
( )		( )	

(記載要領)

- 1 実施する改善措置の項目に○印を記入すること。
- 2 ただし、募集・採用の改善措置については、他の雇用管理の改善措置と併せ行うものとする。

### (3) 改善措置の目標、内容、実施時期

#### ア 役職員及び組織

(ア) 役員数 (常勤 名) (非常勤 名)

(イ) 職員数

区 分	採用計画					目標年次の 職員数
	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	
林業現場作業 職員	常用 (うち通年)					
	臨時・季節					
	その他					
合計						

(記載要領)

- 1 林業現場作業職員の雇用期間の区分は、2の(2)のアの(イ)の区分に同じ。
- 2 採用計画の欄には、当該年次の採用予定者数を記載すること。
- 3 目標年次の職員数の欄には、2の(2)のアの(イ)の林業現場作業職員数に採用予定者数を加え、退職見込み者等の人数を減じた人数を記載すること。

(ウ) 組織

区 分	内 容	実施時期
1 経営形態		
2 資本金		
3 組織化		

(記載要領)

- 1 経営形態の変更、資本金(出資金)の増資、組織化等を実施しようとする場合には記載すること。
- 2 資本金(出資金)を増資する場合には、増資する額及び資金調達方法について記載すること。
- 3 組織化には、合併、事業の共同化その他について記載すること。

イ 雇用管理の改善

(ア) 雇用の安定化

改善措置の目標			
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法	
1年次			
2年次			
3年次			
4年次			
5年次			

(イ) 労働条件の改善・労働安全の確保

改善措置の目標			
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法	
1年次			
2年次			
3年次			
4年次			
5年次			

(ウ) 募集・採用の改善

改善措置の目標			
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法	
1年次			
2年次			
3年次			
4年次			
5年次			

(エ) 教育訓練の充実

改善措置の目標			
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法	
1年次			
2年次			
3年次			
4年次			
5年次			

(オ) 女性労働者等の定着の促進

改善措置の目標			
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法	
1年次			
2年次			
3年次			
4年次			
5年次			

(カ) 高年齢労働者の活躍の促進

改善措置の目標			
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法	
1年次			
2年次			
3年次			
4年次			
5年次			

(キ) 障害者雇用の促進

改善措置の目標			
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法	
1年次			
2年次			
3年次			
4年次			
5年次			

(ク) その他の雇用管理の改善

改善措置の目標			
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法	
1年次			
2年次			
3年次			
4年次			
5年次			

ウ 事業の合理化

(ア) 事業量の安定的確保

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

a 事業の種類及び事業区域

区 分	事業拡大の目標及び内容	事業区域	実施時期
素材生産業			
造林業			
上記以外の林業 ( )			

(記載要領)

- 1 区分は、2の(4)のアの区分に同じ。
- 2 事業拡大の目標については、具体的に記載すること。
- 3 事業区域は、2の(4)のイの区分に同じ。

b 事業量

区 分		1年次	2年次	3年次	4年次	目標年次 (5年次)	
素材 生 産 業	主 伐	m <sup>3</sup>					
	間 伐						
	計						
造 林 業	植 付	ha	ha	ha	ha	ha	
	下刈り						
	そ の 他	( )					
		( )					
		( )					
計							
上記以外の林業 ( )							

(記載要領)

区分は、2の(4)のアの区分に同じ。

c 雇用量

区 分		1年次	2年次	3年次	4年次	目標年次 (5年次)
素材 生 産 業	主 伐					
	間 伐					
	計					
造 林 業	植 付					
	下 刈 り					
	そ の 他	( )				
		( )				
		( )				
計						
上記以外の林業 ( )						

(記載要領)

区分は、2の(4)のアの区分に同じ。

(イ) 生産性の向上

改善措置の目標		
年 次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

a 労働生産性

区 分		1年次	2年次	3年次	4年次	目標年次 (5年次)
素材 生 産 業	主 伐	m <sup>3</sup> /人日				
	間 伐					
造 林 業	植 付	ha/人日	ha/人日	ha/人日	ha/人日	ha/人日
	下 刈 り					
	そ の 他	( )				
		( )				
		( )				
上記以外の林業 ( )						

(記載要領)

労働生産性は、原則として事業量を雇用量で除した数値とする。

b 資本装備（機械保有台数）

機 種	整 備 計 画					目標年次の保有台数
	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	

(記載要領)

- 1 整備計画の欄には、当該年次の整備予定台数を記載することとし、1年を超える契約のリース機械を含めること。ただし、レンタル機械は（ ）書外数とすること。
- 2 目標年次の保有台数の欄には、2の(4)のエの現在保有している台数に整備予定台数を加え、廃棄見込み等の台数を減じた台数を記載すること。

(ウ) 「新しい林業」の実現に向けた対応

改善措置の目標		
年 次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(エ) 林業労働者のキャリア形成支援

改善措置の目標		
年 次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

a 技術者・技能者数

資格等の区分	技術者・技能者養成計画					目標年次の要員数
	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	

(記載要領)

- 1 資格等の区分は、2の(4)のオの区分に同じ。
- 2 技術者・技能者養成計画の欄には、当該年次の養成予定者数を記載すること。

- 3 目標年次の要員数の欄には、2の(4)のオの現在資格等を有している人数に養成人数を加え、退職見込み者等の人数を減じた人数を記載すること。

(オ) その他の事業の合理化

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

4 改善措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

ア 雇用管理の改善

区分	資金種類	金額	償還条件等	実施時期	摘要
雇用の安定化		千円			
労働条件の改善 ・労働安全の確保					
募集・採用の改善					
教育訓練の充実					
女性労働者等の定着の促進					
高年齢労働者の活躍の促進					
障害者雇用の促進					
その他の雇用管理の改善					
合計					

(記載要領)

- 1 資金種類には、自己資金、市中資金、制度資金、その他の区分を記載すること。
- 2 補助金等の助成措置がある場合には、金額の欄に補助金等に相当する額を（ ）書外数として記載すること。
- 3 摘要欄には、資金名等を記載すること。

イ 事業の合理化

区 分	資金種類	金額 (千円)	償還条件等	実施時期	摘 要
事業量の安定的確保					
生産性の向上					
「新しい林業」の実現に向けた対応					
林業労働者のキャリア形成支援					
その他の事業の合理化					
合 計					

(記載要領)

- 1 資金種類には、自己資金、市中資金、制度資金、その他の区分を記載すること。
- 2 補助金等の助成措置がある場合には、金額の欄に補助金等に相当する額を（ ）書外数として記載すること。
- 3 摘要欄には、資金名等を記載すること。

様式3

労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化  
その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての共同計画認定申請書

年 月 日

神奈川県知事 様

代表者の所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

- 1 構成員 (別紙のとおり)
- 2 改善計画 (別紙のとおり)  
(構成員の個別の改善計画についても添付のこと)

## 様式4

労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化  
その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての共同計画書

### 1 計画策定事業主の概要

事業主名	所在地	代表者	事業内容	資本金	従業員数
共同計画申請者					

### 2 事業策定事業主の労働力の需給の動向


### 3 計画策定事業主の雇用管理及び事業の現状

1 雇用管理の現状
2 事業の現状

#### (記載要領)

雇用の安定化、労働条件の改善・労働安全の確保、募集・採用の改善、教育訓練の充実、女性労働者等の定着の促進、高年齢労働者の活躍の促進、障害者雇用の促進その他の雇用管理の現状及び事業量の安定的確保、生産性の向上、「新しい林業」の実現に向けた対応、林業労働者のキャリア形成支援その他の事業の現状について、共同して4（2）の改善事業に取り組むこととした理由が分かるように記載すること。

4 共同の改善措置の計画

(1) 共同改善計画の実施期間

年 月～	年 月
------	-----

(記載要領)

共同改善計画の実施期間を記載すること。なお、実施期間は、5年間（終期は、5年目の日の属する事業年度の末日まで）以内とする。

(2) 共同改善措置の項目とそれに参加する事業主

ア 雇用管理の改善

項目	実施の有無 (○又は×)	参加事業主数
雇用の安定化		人
労働条件の改善・労働安全の確保		人
募集・採用の改善		人
教育訓練の充実		人
女性労働者等の定着の促進		人
高年齢労働者の活躍の促進		人
障害者雇用の促進		人
その他の雇用管理の改善		人

(記載要領)

募集・採用の改善措置については、他の雇用管理の改善措置と併せて取り組むこと。

イ 事業の合理化

項目	実施の有無 (○又は×)	参加事業主数
事業量の安定的確保		人
生産性の向上		人
「新しい林業」の実現に向けた対応		人
林業労働者のキャリア形成支援		人
その他の事業の合理化		人

(3) 共同改善措置の目標、実施時期、内容、実施方法並びに必要とする資金の額及び調達方法

ア 雇用管理

(雇用の安定化、労働条件の改善・労働安全の確保、募集・採用の改善、教育訓練の充実、女性労働者等の定着の促進、高年齢労働者の活躍の促進、障害者雇用の促進その他の雇用管理の改善)

改善措置の目標			
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法	
1年次			
2年次			
3年次			
4年次			
5年次			

(記載要領)

改善措置の項目ごとに別様とすること。

イ 事業の合理化

(事業量の安定的確保、生産性の向上、「新しい林業」の実現に向けた対応、林業労働者のキャリア形成支援、その他の事業の合理化)

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(記載要領)

改善措置の項目ごとに別様とすること。

ウ 資金調達方法

年次	項目	調達方法				備考
		自己資金	制度資金	市中資金	補助金	
1年次	雇用管理の改善					
	事業の合理化					
	合計					
2年次	雇用管理の改善					
	事業の合理化					
	合計					
3年次	雇用管理の改善					
	事業の合理化					
	合計					
4年次	雇用管理の改善					
	事業の合理化					
	合計					
5年次	雇用管理の改善					
	事業の合理化					
	合計					

5 その他

共同改善措置の実施体制図

様式5

改善計画認定通知書（申請者用）

年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のあった改善計画について、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第3項の規定により認定します。

様式6

改善計画認定通知書（関係機関用）

年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付にて から申請のあった改善計画について、別添写し  
のとおり林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第3項の規定により認定したので通知します。

改善計画変更認定申請書

年 月 日

神奈川県知事 様

主たる事務所の所在地

商号又は名称

代表者氏名

認定番号

年 月 日付けて認定を受けた改善計画について、下記のとおり変更したいので、林業労働力の確保の促進に関する法律第6条第1項の規定により申請します。

記

1 変更事項の内容 (別添のとおり)

2 変更の理由

(添付資料)

- (1) 変更後の内容を記載した様式2「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画書」  
(共同改善計画の認定事業主にあつては様式4「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての共同計画書」及び様式2「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画書」)
- (2) 様式18「改善措置実施状況報告」(ただし、既に提出したものを除きます。)
- (3) 認定事業主の最近3年間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあつては、最近2年間の事業状況及び事業用資産の概要を記載した書類、ただし、既に提出したものは除きます。)

改善計画変更届出書

年 月 日

神奈川県知事 様

主たる事務所の所在地

商号又は名称

代表者氏名

認定番号

年 月 日付けて認定を受けた改善計画について、下記のとおり変更したいので、林業労働力の確保の促進に関する法律第6条第1項の規定により届け出ます。

記

1 変更事項の内容 (別添のとおり)

2 変更の理由

様式9

改善計画変更認定通知書（申請者用）

年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで申請のあった改善計画の変更について、林業労働力の確保の促進に関する法律第6条第3項の規定により認定します。

様式10

改善計画変更認定通知書 (関係機関用)

年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで から申請のあった改善計画の変更について、別添写しのとおり林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第3項の規定により認定したので通知します。

様式11

改善計画の軽微な変更に関する通知書

年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで から改善計画の軽微な変更について、次のとおり届け出がありましたので通知します。

記

1 変更事項の内容

2 変更の理由

改善計画認定取消通知書（事業主用）

年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付にて認定をした貴殿の改善計画は、次の理由に該当すると認められますので、林業労働力の確保に関する法律第6条第2項の規定により、認定を取り消したので通知します。

取消しの理由

教示

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。（なお、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

以上

改善計画認定取消通知書 (関係機関用)

年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付にて認定をした の改善計画は、下記の理由に該当すると認められますので、別添写しのとおり林業労働力の確保に関する法律第6条第2項の規定により、認定を取り消したので通知します。

記

取消の理由

以上

様式14

## 改善計画認定取消申請書

年 月 日

神奈川県知事 様

主たる事務所の所在地  
商号又は名称  
代表者氏名  
認定番号

年 月 日付けで認定された改善計画について、下記のとおり取消を申請します。

記

1 理由

様式15

改善計画認定取消通知書（事業主用）

年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付けで提出された取消申請について、認定を取り消したので通知します。

様式16

改善計画認定取消通知書 (関係機関用)

年 月 日

様

神奈川県知事

年 月 日付で認定をした の改善計画については 年 月 日付  
で取消申請が提出され、認定を取り消したので通知します。

改善措置実施結果報告

年 月 日付けて認定を受けた「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画」に基づく改善措置の実施結果を報告します。

年 月 日

神奈川県知事 様

主たる事務所の所在地  
 商号又は名称  
 代表者氏名  
 認定番号

改善措置の実施項目		実施した改善措置の内容
雇用管理の改善	雇用の安定化	
	労働条件の改善・労働安全の確保	
	募集・採用の改善	
	教育訓練の充実	
	女性労働者等の定着の促進	
	高年齢労働者の活躍の促進	
	障害者雇用の促進	
	その他の雇用管理の改善 ( ) ( )	
事業の合理化	事業量の安定的確保	
	生産性の向上	
	「新しい林業」の実現に向けた対応	
	林業労働者のキャリア形成支援	
	その他の事業の合理化 ( ) ( )	

(記載要領)

- 1 改善計画において実施することとしていた改善措置の項目について具体的に記載すること。
- 2 認定計画の実施期間中に取り組んだ全ての改善措置の内容について記載すること。

改善措置実施状況報告

年 月 日付けて認定を受けた「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画」に基づく改善措置の実施状況（ 年次）を報告します。

年 月 日

神奈川県知事 様

主たる事務所の所在地  
 商号又は名称  
 代表者氏名  
 認定番号

1 実施した改善措置の内容

改善措置の実施項目		実施した改善措置の内容	改善措置の実施上の問題点及び今後の対応方針
雇用管理の改善	雇用の安定化		
	労働条件の改善・労働安全の確保		
	募集・採用の改善		
	教育訓練の充実		
	女性労働者等の定着の促進		
	高年齢労働者の活躍の促進		
	障害者雇用の促進		
	その他の雇用管理の改善 ( ) ( )		
事業の合理化	事業量の安定的確保		
	生産性の向上		
	「新しい林業」の実現に向けた対応		
	林業労働者のキャリア形成支援		
	その他の事業の合理化 ( ) ( )		

(記載要領)

- 1 改善計画において実施することとしていた改善措置の項目について具体的に記載すること。
- 2 改善措置の実施上の問題点には、改善計画において記載した改善措置の内容が計画どおりに取り組めなかった理由等を記載すること。
- 3 認定計画の実施期間の最終年次は、「改善措置実施結果報告」と併せて報告すること。

2 事業主の雇用管理及び事業の現状 ( 年次)

(1) 組織

ア 役職員数

(ア) 役員数

(常勤) 名 (非常勤) 名

(イ) 職員数 (雇用形態別)

雇用形態	雇用実績			うち採用者数
	林業現場 作業職員	事務系等職員	計	
常用 (うち通年)	( )	( )	( )	
臨時・季節				
その他				
合計				

(記載要領)

- 1 雇用実績とは、当該報告に係る事業年度の雇用実績を記載すること。また、うち採用者数には、当該報告に係る事業年度において新たに採用した者の人数を記載すること。
- 2 林業現場作業職員には、造林、保育、伐採その他の森林の施業に従事する者（法第2条第1項に規定する林業労働者をいう。）の数を記載すること。
- 3 事務系等職員には、事務系職員のほか林業現場作業職員でない職員の数を含めて記載すること。
- 4 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいい、うち通年には、雇用契約において雇用期間の定めがない労働者数を記載すること。
- 5 臨時とは、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用契約期間が定められている仕事をいい、季節とは、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間（4か月未満、4か月以上の別を問わない。）を定めて就労するものをいう。
- 6 その他とは、常用、臨時・季節に該当しないもので、雇用契約において1ヶ月未満の雇用契約期間を定めて就労するものをいう。

(2) 雇用管理

ア 雇用管理体制

(ア) 雇用管理者の選任

事業所名	選任の有無	雇用管理者の役職、氏名

(記載要領)

事業所とは、それぞれ独立して雇用管理を実施し得る区分をさし、労働基準法の事業場をいう。

(イ) 雇用に関する文書の交付

事業所名	交付の有無	文書の内容 (別 添)

(記載要領)

- 1 事業所とは、それぞれ独立して雇用管理を実施し得る区分をさし、労働基準法の事業場をいう。
- 2 交付している文書の様式を添付すること。

(ウ) 社会・労働保険等への加入状況

保険等の種類	被保険者数 (被共済者数)	備 考
労 災 保 険	人	
雇 用 保 険	人	
健 康 保 険	人	
厚生年金保険	人	
林業退職金共済等	人	

(記載要領)

- 1 労災保険被保険者数には労働者数を記載すること。
- 2 雇用保険被保険者数には一般被保険者数を記載すること。
- 3 林業退職金共済等には中小企業退職金共済のほか、自社の退職金制度を含めて記載すること。
- 4 備考には、労災保険の保険料率、事業の種類、メリット制適用の有無を記載すること。
- 5 社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類を添付すること。

(3) 事業内容

ア 事業実績

事業期間 ( 年 月 日から 年 月 日)

区分		事業量	売上高 (単位：百万円)	
林業	素材生産業	主伐	m <sup>3</sup> ( m <sup>3</sup> )	
		間伐	m <sup>3</sup> ( m <sup>3</sup> )	
		計	m <sup>3</sup> ( m <sup>3</sup> )	
	造林業	植付	ha ( ha)	
		下刈り	( )	
		その他	( )	( )
			( )	( )
			( )	( )
		計	( )	
	上記以外の林業 ( )	( )		
林業関連その他 ( )		( )		
合計		—		

(記載要領)

- 1 事業期間は、当該報告に係る事業年度とすること。
- 2 事業量には、自社山林に係るもののほか、請負、立木購入を含めて記載することとし、うち国有林野事業に係るものについては、( ) 書内数として明記すること。
- 3 素材生産業の事業量は素材材積換算とすること。
- 4 造林業のうちその他には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。
- 5 上記以外の林業には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等の林業について記載すること。
- 6 林業関連その他には、特用林産物の生産、木材木製品製造業、土木業のうち治山、林道の施工、緑化・造園業、森林レクリエーションその他を記載すること。

イ 事業区域

区分		事業区域	備考
林業	素材生産業	県 市(町、村)	
	造林業	県 市(町、村)	
	上記以外の林業	県 市(町、村)	
林業関連その他		県 市(町、村)	

(記載要領)

- 1 区分は、アに同じ。
- 2 事業区域には、主な事業実施区域を記載すること。
- 3 流域又は県域を越えて事業を実施する場合にあっては、その旨を備考欄に明記すること。

ウ 雇用量及び労働生産性

事業期間（ 年 月 日から 年 月 日）

区分			雇用量 (単位：人日)	労働生産性 (単位：m <sup>3</sup> /人日、 ha/人日)
林業	素材 生産業	主伐		
		間伐		
		計		
	造林業	植付		
		下刈り		
		そ	( )	
		の	( )	
		他	( )	
		計		
		上記以外の林業 ( )		
林業関連その他 ( )				
合 計				—

(記載要領)

- 1 事業期間は、当該報告に係る事業年度とすること。
- 2 雇用量は、直接作業に携わった者の延べ労働日数を記載し、労働生産性は事業量を雇用量で除した数値を記載すること。
- 3 区分は、アに同じ。

エ 資本装備

林業機械保有台数

機 種	台 数	稼働日数	備 考
合 計			

(記載要領)

- 1 台数及び稼働日数には、当該報告に係る事業年度の保有台数及び稼働日数を記載すること。
- 2 保有台数には1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については ( ) 書外数とすること。

オ 技術者・技能者数

資格等の区分	人 数	備 考
	( )	
	( )	
合 計	( )	
FL、FM、1級及び2級林業技能	( )	

士、指定機関技能検定委員の合計		
-----------------	--	--

(記載要領)

- 1 資格等の区分には、流域森林管理士、林業作業士（フォレストワーカー）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）、森林作業道作設オペレーター、森林施業プランナー、森林経営プランナー、技術士、林業技能士、その他の技能士、指定機関技能検定委員、林業技士、森林整備基本研修修了者（演習林実習コース修了者を含む）、その他の区分を記載すること。
  - ア 流域森林管理士とは、神奈川県が実施する流域森林管理士育成研修を修了し、流域森林管理士と認定された者とし、農林水産省が備える研修修了者名簿にフォレストワーカー（林業作業士）として登録された人数を備考欄に（ ）書き内数とする。
  - イ 林業作業士とは、林業労働力確保支援センター（以下「センター」という。）が実施した林業作業士育成研修を修了した者とし、農林水産省が備える研修修了者名簿にフォレストワーカーとして登録された人数を備考欄に（ ）書き内数とする。
  - ウ フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）とは、センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者とする。
  - エ 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者とする。
  - オ 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者とする。
  - カ 森林経営プランナーとは、森林経営プランナー育成のための研修を受講するなどして、木材の有利販売、事業体間の事業連携や再生林の推進など、これらの経営を企画・実践する者とする。
  - キ 技術士とは、技術士法に基づく技術士（技術士補を含む。）とする。
  - ク 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士（技能士補を含む。）とする。
  - ケ 指定機関技能検定委員とは、職業能力開発促進法に基づく指定機関技能検定委員とする。
  - コ 林業技士とは、（社）日本森林技術協会の認定する林業技士とする。
  - サ 森林整備基本研修修了者とは、神奈川県が実施する森林整備基本研修を修了もしくは、修了とみなされた者とする。
  - シ 演習林実習コース修了者とは、神奈川県が実施する演習林実習コースを修了もしくは、修了とみなされた者とする。
  - ス その他とは、林野庁森林技術総合研修所で行う森林・林業技術研修の修了者、都道府県知事が認定する基幹林業作業士（グリーンマイスター）、林業技能作業士（グリーンワーカー）その他林業作業士のほか、有資格者業務に係る資格を有する者（雇用管理の改善に係る資格者を除く。）とする。
- 2 人数には、当該報告に係る事業年度の現有人数を記載し、当該事業年度に新たに養成した人数を（ ）書内数として明記すること。

3 FL、FM、1級及び2級林業技能士、指定機関技能検定委員の合計人数については、のべ人数ではなく、実人数を記載すること。

コンプライアンスの確保に関する誓約書

年 月 日

神奈川県知事 様

主たる事務所の所在地：

商号又は名称：

代表者氏名：

印

私は、下記1から4のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1 業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕されていること又は逮捕を経ないで公訴を提起された時から1年間を経過していないこと。
- 2 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者。
- 3 個人の場合は、その者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下、「条例」という。)第2条第4号に定める暴力団員等と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められる者。
- 4 申請書類及び変更の届出の内容に虚偽の記載があること。